

令和4年度

交通安全運動の推進方針

～交通安全は家庭、地域、学校、職場から～

～高知の交通マナーを高めよう～

高知県交通安全推進県民会議

安全運転 5 則

- 1 安全速度を、必ず守る。
- 2 カーブの手前で、スピードを落とす。
- 3 交差点では、必ず安全を確かめる。
- 4 一時停止場所で、横断歩行者の安全を守る。
- 5 飲酒運転は、絶対にしない。

自転車安全運転 5 則

- 1 横断は、一旦止まって必ず安全を確かめよう。
- 2 右左折は、安全を確かめ合図をしよう。
- 3 信号は必ず守り、正しく横断しよう。
- 4 傘さし、二人乗り、無灯火運転はやめよう。
- 5 ブレーキ、反射材などを正しく整備しよう。

自転車安全利用 5 則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

二輪車安全運転 5 則

- 1 手軽さに慣れて、ルールを忘れないようにしよう。
- 2 周囲の車の動静に注意しよう。
- 3 交差点では、必ず安全を確かめよう。
- 4 右左折の合図は早めに、消し忘れないようにしよう。
- 5 身を守るためのヘルメットの着用、前照灯の昼間点灯を励行しよう。

高齢者交通安全 5 則

- 1 横断は、左右をよく見てまっすぐ渡りましょう。
- 2 車両の直前・直後の横断はやめましょう。
- 3 自転車に乗るときは、交差点や曲がり角で必ず安全を確かめましょう。
- 4 運転するときには、健康状態に気をつけ余裕のある運転を心がけましょう。
- 5 外出は、明るく目立つ服装に心がけましょう。

目 次

令和4年度交通安全運動の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

交通死亡事故多発警報の発令及び緊急対策実施要領・・・・・・・・・・ 8

高知県交通安全推進県民会議要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

令和4年度交通安全運動の推進方針

1 趣旨

この運動は、人命尊重の理念に基づき、全ての県民に広く交通安全思想の普及と浸透を図り、県民一人一人が、交通ルールを守り正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故のない、人にやさしい安全な高知県の交通社会の実現をめざし、県民総ぐるみで展開するものである。

2 推進期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

3 スローガン

「交通安全は家庭、地域、学校、職場から」「高知の交通マナーを高めよう」

4 重点事項及び推進目的

(1) 最重点事項

最重点事項	推進目的
高齢者の交通事故防止	高齢者に対する思いやりのある交通安全意識を醸成するとともに、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図り、効果的な交通安全教育を積極的に推進して高齢者の交通事故を防止することを目的とする。

(2) 重点事項

重点事項	推進目的
(1) 子供の交通事故防止	子供たち（特に通学に慣れていない新一年生）が交通社会に対応できるよう、正しい交通ルールと交通マナーを身につける体験・実践的な交通安全指導を推進するとともに、大人が模範となり、子供の交通事故を防止することを目的とする。
(2) 歩行者の保護	運転者には、道路横断中の歩行者又は横断しようとする歩行者を優先させる、「歩行者保護」の意識づけを行い、歩行者には、横断時は手で合図する等横断の意思を示すとともに、十分な安全確認を行うことを徹底するなど、歩行者の交通事故を防止することを目的とする。
(3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底	全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用効果の啓発と正しい着用の指導・広報活動に努め、シートベルトの装着を確認してから発進することを徹底するなど、交通事故による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。
(4) 自転車の安全利用の推進	「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に沿って、自転車利用者の交通安全意識をより高めるため、ヘルメット着用や損害賠償保険の加入等、自転車の安全利用の指導や広報・啓発に努め、自転車の交通事故を防止することを目的とする。
(5) 飲酒・妨害運転（「あおり運転」）の根絶	飲酒・妨害運転の危険性・反社会性・責任の重大性等を県民に周知するとともにあらゆる機会を通じて「飲酒・妨害運転は、悪質・凶悪な犯罪である」との認識を浸透させ、飲酒・妨害運転を許さない県民意識を醸成し、飲酒・妨害運転を根絶することを目的とする。
(6) 運転中の携帯電話等の使用禁止（自転車を含む）	運転中に携帯電話等を使用することの危険性・迷惑性を認識させるために、広報啓発活動を行い、運転中には携帯電話等を使用しない意識を徹底することにより、交通事故を防止することを目的とする。

(7) 暴走族等の根絶	暴走族等に対し「高知県暴走族等の根絶に関する条例」に沿って関係機関が協力し、効果的な対策を推進することにより、暴走族等の根絶を図り、県民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。
-------------	--

5 実施運動

(1) 交通安全運動

運動の名称	期 間	期日を決めて行う運動
春の全国交通安全運動	4月6日(水)～4月15日(金)	一斉街頭指導日 4.6(水)・15(金) 交通事故死ゼロを目指す日 4.10(日)
秋の全国交通安全運動	9月21日(水)～9月30日(金)	一斉街頭指導日 9.21(水)・30(金) 交通事故死ゼロを目指す日 9.30(金)
年末年始の交通安全運動	12月6日(火)～12月15日(木) 1月10日(火)～1月19日(木)	一斉街頭指導日 12.6(火)、1.10(火)ほか

(2) 交通安全日 *土・日または祝日の場合は翌日

名 称	実 施 日
シートベルト・チャイルドシートの着用を徹底する日	毎月 4 日
歩行者優先を徹底する日	毎月 1 日、11 日
高齢者交通安全の日	毎月 15 日 (高齢者世帯訪問活動等)
自転車の安全利用を徹底する日	毎月 15 日
県民交通安全の日	毎月 20 日
子供交通安全の日	毎月第2・第4月曜日 (休校日・休園日を除く)

(3) その他の運動

運動の名称	期 間 等
自転車マナーアップキャンペーン	5月1日(日)～5月31日(火) *県内一斉の自転車街頭指導日 5.16(月)
高齢者交通事故防止キャンペーン (高齢者1万人訪問活動) (年金受給日における交通安全啓発)	9月1日(木)～12月31日(土) (9月1日(木)～9月30日(金)) (10月14日(金)、12月15日(木))

6 運動の重点推進事項

別表のとおり

7 その他

- (1) 別に定める要領により「交通死亡事故多発警報」が発令されたときは、各関係機関・団体は相互の連携を密にして、交通死亡事故の抑止に向けた緊急対策を集中的かつ強力に推進する。
- (2) 毎月5日、20日「520運動」を推奨し、地球温暖化防止のためのCO₂の削減と公共交通機関の利用を促進することにより、車の総量を減らし交通事故の防止を図る。
- (3) 高齢運転者の関係する交通事故が、全体に高い割合を占めている状況にあり、対策の一環として「運転免許返納支援制度」の推進を引き続き図る。

		取 り 組 み の 基 本	最 重 点 推 進 事 項
			高 齢 者 の 交 通 事 故 防 止
実 施 事 項	運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ドライバーとしての社会的責任を自覚して、安全運転を心がける。 ◎ 自分だけは大丈夫、といった気持ちを持たない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の道路横断中の事故が多発している現状から、高齢者を始めとする交通弱者に対し、「思いやり運転」を心がける。また、高齢運転者の特性に配慮した、余裕のある運転を心がける。 ○ 高齢運転者は、身体機能の衰えを自覚し、運転適応能力に応じたゆとりある運転を心がける。 ○ 高齢運転者標識の表示や、昼間の前照灯点灯に努め、運転に不安を感じた時は、安全運転相談を利用するとともに、運転免許自主返納を考える。
	家 庭 で は	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 身近で発生した事故事例等について話し合い、家庭内で交通安全の意識を高める。 ◎ 交通安全教室等に積極的に参加し、正しい知識・情報等を身につける。 ◎ 外出する家族に対して、ひと声かけ、交通ルールと交通マナーの遵守を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の道路横断中の事故が多発している現状から、付近に信号交差点や横断歩道がある場合には、必ずそれを利用するよう声をかける。やむを得ず道路を横断する場合は、左右の安全を確認し、更に道路中央付近で再度左方の安全確認を徹底するよう声をかける。 ○ 夜間や薄暮時の外出は、明るい色の服装を着用したり反射材用品を身につける等して、運転者から見えやすくするように声をかけ合う。 ○ 高齢の歩行者・自転車利用者の死亡事故、なかでも自損による死亡事故が、生活圏内で多発している実態を認識し、通り慣れた道でも、更に注意するよう家族で話し合う。
	地 域 ・ 職 場 で は	<ul style="list-style-type: none"> ◎ チラシや回覧板を活用し、正しい交通安全の知識・情報の普及を図る。 ◎ 各種行事や会合等の機会を捉えて、交通安全啓発活動を積極的に推進する。 ◎ 地域ぐるみ、職場ぐるみで交通安全教室等を開催し、交通安全意識を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全団体等が中心となり、参加・体験・実践型等の交通安全教室を開催することで、身体機能の衰えを自覚させるとともに、交通安全意識を高める。 ○ 街頭活動時は、高齢者に対して、思いやりのある、保護・誘導活動を積極的に推進する。
	関 係 機 関 ・ 団 体 で は	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 各種広報媒体を活用し、交通安全啓発活動を積極的に推進する。 ◎ 参加・体験型の交通安全教室等を実施することにより、交通安全意識の高揚を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の交通事故原因・行動特性等を踏まえ、交通環境、安全施設の点検・整備に努める。 ○ 運転者に対し高齢者を始めとする交通弱者への「思いやり運転」の指導・啓発活動を推進する。 ○ 交通安全講習等の受講機会の少ない、老人クラブ等非加入高齢者に対して訪問活動等を積極的に推進する。 ○ 地域の実情に応じ、有線放送や広報車等を活用した広報啓発活動を積極的に推進する。 ○ 量販店、病院等、高齢者が多く集まる場所で個別に啓発を行う。

重 点	推 進 事 項
<p>子 供 の 交 通 事 故 防 止</p>	<p>歩 行 者 の 保 護</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供を始めとする「交通弱者」に対しては、徐行する等思いやりのある運転を心がける。 ○ 学校や公園など、子供がよく利用する建物や施設の周辺、及び通学路を通行する場合は細心の注意を払う。 ○ 死角となる部分を意識した運転を心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道を横断中の歩行者又は横断しようとしている歩行者がいれば、「停止して待つ」など、歩行者優先の運転を徹底する。 ○ 歩行者の側方通過の際には、「安全な速度と間隔を保つこと」など、「人にやさしい運転」の励行に努める。 ○ 夜間の対向車や先行車がない状況では、ハイビームを積極的に活用する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大人自身が、交通ルールや交通マナーを実践し、子供に手本を示す。 ○ 子供と一緒に家の近所や通学路等を歩くなど、危険な場所の確認や交通事故に遭わないための指導を行う。 ○ 家族で交通ルールや交通マナーについて話し合い、子供に規範意識や他人への思いやりの心を養わせる。 ○ 新一年生のいる家庭においては、家庭内での交通安全教育を積極的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路を横断する際には、手で合図する等横断の意思を示すとともに、周囲の車の動きをよく見る・左右をよく見る等、十分な安全確認をするよう注意し合う。 ○ 車の運転者は、歩行者の姿を見落としがちであることを意識し、反射材を利用するなど、周囲の車等に自身の存在をアピールすることに努める。 ○ 夜間や薄暮時の外出には、明るい色の服装を着用したり反射材を身につける等して、運転者から見えやすくする。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供会、交通安全団体等が中心となり交通安全教室を開催し、幼児期から交通ルールや交通マナーを涵養する。 ○ 街頭活動時は、子供に対し保護・誘導活動を積極的に推進する。 ○ 通学に慣れていない新一年生に対しては、登下校時の声かけ等を積極的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員等に対する、交通安全指導等の際は、「横断歩行者に道を譲るべきこと」や歩行者の側方を通過する際には、「安全な速度と間隔を保つこと」など、「人にやさしい運転」の励行に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の交通事故原因・行動特性等を踏まえ、交通環境、安全施設の点検・整備に努める。 ○ 運転者に対し、子供を始めとする交通弱者への思いやりのある運転の指導・啓発活動を推進する。 ○ 通学に慣れていない新一年生に対する、交通安全指導を重点的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全教室や各種講習会において、歩行者保護に関する法律の周知に努め、運転者全体が「歩行者保護の意識」を持つ、人にやさしい高知県を目指す。 ○ 「横断歩道周辺では状況に応じて徐行・停止義務がある」ことを、全ての県民が共有できるように、あらゆる広報媒体を活用し広報啓発を行う。 ○ 道路横断時に、停止した車両の運転者に対して、歩行者から感謝の意を示す「あいさつ県民運動」を推進する。

		重 点 推 進 事 項
		全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
実 施 事 項	運 転 者 へ	<p>○ シートベルト着用の必要性と効果を認識し、自ら正しく着用するとともに、後部座席を含め全ての同乗者への着用を徹底する。</p> <p>○ 乳幼児を同乗させる場合には、後部座席で体格にあったチャイルドシートを着用させる。</p>
	家 庭 へ	<p>○ シートベルト・チャイルドシート着用の必要性と効果について家族で話し合う。</p> <p>○ 自動車に乗ったら、まず、シートベルトを着用する習慣を身につける。</p> <p>○ 自動車で出かける家族には、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用の呼び掛けや、安全運転の励行についてひと声かける。</p>
	地 域 ・ 職 場 へ	<p>○ シートベルト・チャイルドシート着用の必要性や効果及び正しい着用方法が理解されるよう、地域・職場ぐるみで取り組み、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用率の向上を図る。</p> <p>○ 業務中はもちろん、出勤、退社時にも、シートベルトの着用状況を確認するなど、職場内における着用の徹底について意識を高める。</p>
	関 係 機 関 ・ 団 体 へ	<p>○ ビデオ等の教材を活用することにより、シートベルト・チャイルドシート着用の必要性と効果について説明し、着用意識の高揚を図るとともに、正しい着用を指導する。</p> <p>○ 後部座席を含めた全ての座席の利用者に対するシートベルト・チャイルドシートの着用の徹底について広報啓発を行う。</p>
		自 転 車 の 安 全 利 用 の 推 進
		<p>○ 自転車も車両であることを十分に認識し、飲酒運転、信号無視、二人乗り、傘さし運転等の違反は絶対にしないなど交通ルールを遵守する。</p> <p>○ 自転車の点検整備を行うとともに、自転車損害賠償保険への加入に努める。</p> <p>○ 歩道走行の際は歩行者を優先する。</p> <p>○ 進行方向の左側の路側帯を通行する。</p> <p>○ 自転車は、決められた場所に駐輪し、迷惑駐輪や放置をしない。</p>
		<p>○ 自転車の安全利用について話し合い、自転車マナーの向上を図る。</p> <p>○ 自転車の点検整備を励行し、反射器材の取り付けやライトの夜間点灯を徹底する。</p> <p>○ 18歳までの児童等を乗車させるときは、ヘルメットを着用させるよう努めるとともに、大人も安全のため積極的に着用する。</p> <p>○ 自転車も交通事故の加害者となり得ること、交通事故の悲惨さ・責任の重大さ等について家族で話し合い、自転車損害賠償保険への加入に努める。</p>
		<p>○ 学校では、児童・生徒に自転車の安全利用、特にヘルメットの着用について指導する。</p> <p>○ 自転車も車両であることを認識させて、徹底した道路交通法の遵守と反射器材の活用を図る。</p> <p>○ 自転車の点検整備を行うよう努める。</p> <p>○ 自転車損害賠償保険への加入に努める。</p>
		<p>○ 街頭活動時は、自転車利用者に対して、交通安全指導、反射器材の取付け、ライトの夜間点灯等の啓発活動を推進する。</p> <p>○ 18歳までの児童等へのヘルメット着用促進や自転車損害賠償保険への加入促進について、広報啓発を行う。</p> <p>○ 「自転車安全利用五則」による安全利用について、広報啓発を行う。</p> <p>○ 幼児2人同乗用自転車の使用について広報啓発を行う。</p>

重 点 推 進 事 項	
<p>飲酒・妨害運転の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒・妨害運転の危険性・反社会性・責任の重大性を自覚して飲酒運転は絶対にしない。 ○ 周りの車等に対する思いやりのある運転を心がけ、十分な車間距離を保つとともに、不必要な急ブレーキや無理な進路変更等は絶対にしない。 ○ 飲酒が予想される外出には、公共交通機関等を利用する。 	<p>運転中の携帯電話等の使用禁止（自転車を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転中は携帯電話等を使用せず、緊急な用件の場合は、安全な場所に停まってから使用することを徹底する。 ○ 携帯電話等のドライブモードを活用する。 ○ 運転中の携帯電話等の使用の危険性・迷惑性を認識する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒・妨害運転の悪質・危険性等について、家庭内でよく話し合い、家族全員で注意し合う。 ○ 家族の飲酒が予想される場合は、ハンドルキーパーを確保するなど移動時の手段等を必ず話し合っておく。 ○ 飲酒した翌日は、二日酔い状態での飲酒運転にならないように、家族で注意し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転中は携帯電話等を使用しないように、お互いに注意し合う。 ○ 運転中の携帯電話等の使用の危険性・迷惑性について話し合う。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域・職場ぐるみで飲酒・妨害運転を許さない風土・環境づくりを推進する。 ○ 職場では、運転者の酒気帯びの有無の確認をはじめ、安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導を徹底する。 ○ 「飲酒運転は、凶悪な犯罪である」との認識を運転者、酒類提供者の双方が共有し、ハンドルキーパー運動の推進など、飲酒運転追放の気運を高める。 ○ 飲酒運転追放運動を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員等に対し、運転中は携帯電話等を使用しないように徹底する。 ○ 職場等において、運転中に携帯電話等を使用しない、使用させない環境作りを推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全教室、各種講習会等においては、飲酒運転の危険性、反社会性、責任の重大性を強調し、運転者自身が「飲んだら絶対に運転しない」という気運を高める。 ○ 「飲酒・妨害運転は、悪質・凶悪な犯罪である」ということを、全ての県民が共有できるように、あらゆる広報媒体を活用し広報啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転中の携帯電話等使用の危険性・迷惑性を強く訴える。 ○ 学校教育では、児童・生徒に対して携帯電話等を使用しながらの運転や歩行時の危険性・迷惑性を理解させる。

		重 点 推 進 事 項	
		暴 走 族 等 の 根 絶	
実 施 事 項	運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴走行為及び暴走行為をあおる行為は絶対にしない。 ○ 暴走族が暴走行為をするために集合していること、暴走行為が行われていること、暴走行為に使用されるおそれのある自動車等が隠匿されていることを知ったとは、速やかにその旨を警察に通報する。 	
	家 庭 で は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭で暴走行為の危険性、迷惑性、反社会性等について話し合う。 ○ 暴走行為に参加しない、暴走族等と交遊しない、暴走行為を見に行かないを家庭で徹底する。 	
	地 域 ・ 職 場 で は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴走族が暴走行為をするために集合していること、暴走行為が行われていること、暴走行為に使用されるおそれのある自動車等が隠匿されていることを知ったときは、速やかにその旨を警察に通報する。 	
	関 係 機 関 ・ 団 体 で は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車部品の販売業者等は、暴走族等に対して暴走行為を助長する部品の販売を行わないようにするなど、暴走行為の阻止に努める。 ○ 公園、駐車場、道路の管理者等は、暴走行為、暴走族の見物等が行われないように、必要な措置を講ずる。 	

交通死亡事故多発警報の発令及び緊急対策実施要領

(目的)

第1 この要領は、交通死亡事故が一定期間に連続的、集中的に発生し、又は高齢者が死亡する事故が連続的に発生した場合に、全県又は一定の地域を指定して、交通死亡事故多発警報又は高齢者交通死亡事故多発警報（以下「警報」という。）を発令し、県民に注意を喚起するとともに、県、市町村、警察を始めとする関係機関、団体等が一体となって、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進することにより、早期に交通死亡事故を抑止することを目的とする。

(発令者)

第2 警報は、高知県交通安全推進県民会議会長（以下「会長」という。）が発令する。

(警報の種別)

第3 警報の種別は、交通死亡事故多発全県警報（以下「多発全県警報」という。）、高齢者交通死亡事故多発警報（以下「高齢者全県警報」という。）及び〇〇地域交通死亡事故多発警報（以下「地域警報」という。）とし、それぞれ次の各号に定める警報をいう。

- (1) 多発全県警報
県内全域を対象として発令する警報
- (2) 高齢者全県警報
県内全域を対象として、高齢者が死亡する事故が多発した場合に発令する警報
- (3) 地域警報
別紙1に定める地域を指定して発令する警報

(警報発令の基準等)

- 第4 会長は、別紙2に定める基準に達したときは、速やかに警報を発令するものとする。
- 2 地域警報発令中に高齢者全県警報発令若しくは多発全県警報発令の基準に達し、又は高齢者全県警報発令中に多発全県警報発令の基準に達したときは、それぞれ発令中の警報の上位の警報を新たに発令するものとする。
 - 3 警報の発令、延長及び再延長の期間が満了したときは、その満了の日の翌日から新たに警報の発令の基準となる件数を算定するものとする。ただし、期間が満了した警報の上位の警報の発令については、この限りではない。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、交通死亡事故等の発生状況により、会長が必要と認めるときは、警報を発令することができる。

(警報発令の期間)

- 第5 警報の発令期間は、次のとおりとする。
- (1) 多発全県警報及び高齢者全県警報
発令の日から起算して10日間とする。
 - (2) 地域警報
発令の日から起算して7日間とする。

2 期間の延長

警報発令後、交通死亡事故の多発傾向が、発令期間中もなお継続していると認められる場合（期間中に概ね3件発生）には、当該発令期間の満了の翌日から起算して7日間延長することができるものとする。

3 期間の再延長

延長期間中に、なお多発傾向が継続していると認められる場合（延長期間中に概ね2件発生）には、当該延長期間の満了の翌日から起算して最大5日間に限り再延長することが出来るものとする。

（警報発令に伴う緊急対策実施事項）

第6 警報が発令されたときは、県、市町付、警察及び関係機関・団体は、相互の連携を密にして、交通事故防止に必要な緊急対策を行うこととし、別紙3の緊急対策実施事項を積極的に実施するものとする。

（要領の改正）

第7 この要領は、高知県交通安全推進県民会議の幹事会に諮って改正することができる。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 第4に掲げる別紙2の警報発令基準のうち、種別全県警報に係る基準は、毎年当初に、前年の事故発生状況及び種別全県警報の発令状況を勘案して、検討、見直しするものとする。

2 この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月29日から施行する。

別紙1（第3関係）

地 域 名 及 び 関 係 市 町 村

地 域 名	関 係 市 町 村	関 係 警 察 署
安 芸 地 域	室戸市、東洋町、安芸市、奈半利町、 田野町、安田町、北川村、馬路村、 芸西村 (9市町村)	室 戸 署、安 芸 署
高知中央地域	高知市、香南市、南国市、香美市 (4市)	高 知 署、高知南署、 高知東署、南 国 署
嶺 北 地 域	本山町、大豊町、土佐町、大川村 (4町村)	高 知 東 署
仁淀川・高吾北 地域	いの町、日高村、土佐市、佐川町、 越知町、仁淀川町 (6市町村)	土 佐 署、佐 川 署
高 幡 地 域	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、 四万十町 (5市町)	須 崎 署、窪 川 署
幡 多 地 域	四万十市、黒潮町、土佐清水市、 宿毛市、大月町、三原村 (6市町村)	中 村 署、宿 毛 署

別紙2（第4関係）

警 報 の 発 令 基 準

警 報 の 種 別		発 令 基 準 (15日間の死亡事故件数)	市町村数
全 県	多 発 全 県 警 報	概ね 7 件	3 4
	高 齢 者 全 県 警 報	概ね 5 件	3 4
地 域 警 報	安 芸 地 域	発令については、高知県警察において実施する交通死亡事故抑止のための対策によっても、死亡事故多発傾向が継続する場合において、関係団体と協議のうえ決定するものとする。	9
	高 知 中 央 地 域		4
	嶺 北 地 域		4
	仁 淀 川 ・ 高 吾 北 地 域		6
	高 幡 地 域		5
	幡 多 地 域		6

(注) 地域警報の発令の協議では、高速道路における件数は考慮しない。

別紙3（第6関係）

警報発令に伴う緊急対策実施事項

推進機関・団体	緊急対策実施事項
<p>県 (各出先機関)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新聞、ラジオ、テレビ、県のホームページ等各種の広報媒体を活用して、交通事故の防止を呼びかける。 ○ 広報車等による交通安全広報の徹底を図る。 ○ 横断幕等を速やかに掲出する。 ○ 高知県交通安全推進県民会議の構成機関・団体に対して、警報の迅速な通知と交通事故防止に向けた対策の要請を行う。
<p>市 町 村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車、有・無線放送、防災無線等により、交通事故防止の呼びかけを行う。 ○ 広報車等による交通安全広報の徹底を図る。 ○ 横断幕等を速やかに掲出する。 ○ 交通安全指導員に出動を要請し、通学路等の街頭において歩行者、自転車利用者等に対する保護、誘導活動を行う。 ○ 交通安全市町村民会議の構成機関・団体に対して、警報の迅速な通知と交通事故防止に向けた取り組みを要請する。
<p>道 路 管 理 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路情報板による交通事故防止の呼びかけを行う。 ○ 交通事故多発地点・区間を中心に、カーブミラー、ガードレール、道路標識等の安全施設についての点検を行う。
<p>警 察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機、広報車等による交通安全広報の徹底を図る。 ○ 懸垂幕等を速やかに掲出する。 ○ 道路情報板等により、交通事故防止の呼びかけを行う。 ○ 巡回連絡の機会を通じて、各家庭に対して交通事故防止の呼びかけを行う。 ○ 一斉FAX等を活用して、警報の迅速な通知を行う。 ○ 交差点等における街頭指導を強化する。 ○ 交通事故に結びつく悪質、危険性の高い交通違反の取締りを強化する。
<p>教 育 委 員 会 (各 学 校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集会、ホームルーム等を活用して、交通事故防止を呼びかけ、正しい歩行、正しい自転車の乗り方等について指導する。 ○ 運転免許取得者に対しては、交通ルールの遵守と交通マナーの向上について、指導強化する。 ○ 教職員、PTAの会員等による登下校時の街頭活動を行う。
<p>交 通 安 全 協 会 交 通 安 全 指 導 員 協 議 会 交 通 安 全 母 の 会 連 合 会 安 全 運 転 管 理 者 協 議 会 連 合 会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車、横断幕、立看板等による交通安全広報を行う。 ○ 街頭指導、事業所訪問、家庭訪問等による交通安全広報を行う。
<p>そ の 他 の 関 係 機 関 団 体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員等に対して、交通事故防止の呼びかけを行う。 ○ 懸垂幕、横断幕、立看板等による交通安全広報を行う。
<p>※ 上記の実施事項以外についても、各機関・団体の実情に応じて、効果的なものについては積極的に実施するものとする。</p>	

交通死亡事故多発警報とスクランブル体制

1 7日間で、県内において、死亡事故が3件発生

・スクランブル発令（県警）
 ・警報に準じた広報活動
 （県民会議）
 ・期間：48時間

※県警は、スクランブル体制（48時間）
 を組む。
 ※県民会議は、警報に準じて広報活動
 （放送、広報車の活用等）を行う。

2 15日間で、県内において、死亡事故が7件発生

・多発全県警報発令
 ・広報、街頭指導等の活動
 （県民会議）
 ・期間：10日間

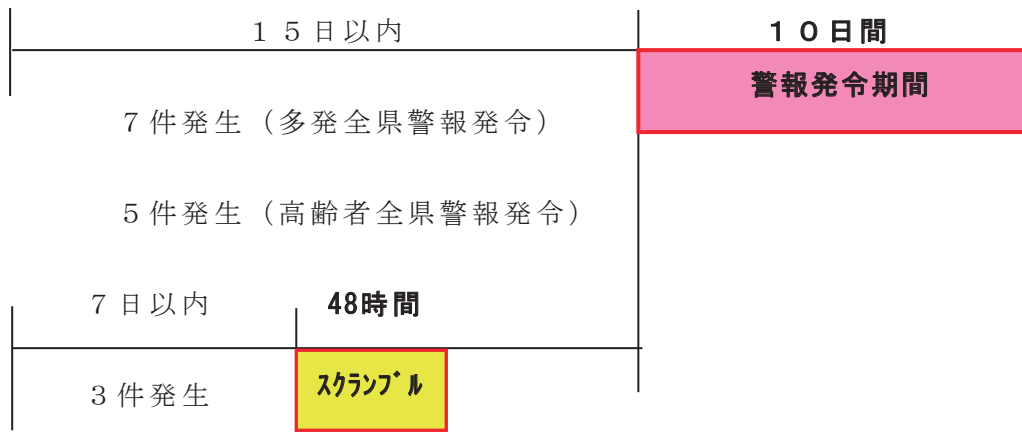
※県民会議（県警を含む）は、これまでと
 同様に対応（街頭指導、広報等）する。

3 15日間で、県内において、高齢者死亡事故が5件発生

・高齢者全県警報発令
 ・広報、街頭指導等の活動
 （県民会議）
 ・期間：10日間

※県民会議（県警を含む）は、これまでと
 同様に対応（街頭指導、広報等）する。

【参考図】



(注) スクランブル体制自体は、県警の対応。
 県民会議は、これに協力する形で積極的に広報活動を行う。

過去の警報発令状況

警報種別	期間		内容
		平成6年4月6日	交通死亡事故多発警報及び交通死亡事故非常事態宣言要領の策定
交通死亡事故多発警報（県内）	発令	平成7年7月14日	6月30日～7月14日（15日間）に10件、死者10人
	解除	平成7年7月23日	
交通死亡事故多発警報（県内）	発令	平成8年12月31日	12月19日～12月30日（12日間）に10件、死者10人
	解除	平成9年1月10日	
		平成12年4月1日	交通死亡事故多発警報の発令及び緊急対策実施要領の施行（名称改正）（施行は10月1日）
交通死亡事故多発安芸地域警報	発令	平成12年11月23日	11月17日～11月22日（6日間）に3件、死者3人
	解除	平成12年12月3日	
交通死亡事故多発安芸地域警報	発令	平成12年12月13日	12月11日～12月12日（2日間）に3件、死者3人
	解除	平成12年12月28日	
交通死亡事故多発警報（県内）	発令	平成12年12月22日	12月7日～12月21日（15日間）に10件、死者10人
	解除	平成12年12月31日	
交通死亡事故多発幡多地域警報	発令	平成13年5月5日	4月20日～5月4日（14日間）に3件、死者3人
	解除	平成13年5月14日	
交通死亡事故多発警報（県内）	発令	平成13年11月6日	10月27日～11月5日（10日間）に10件、死者10人（多発傾向沈静せず延長2回）
	解除	平成13年11月25日	
		平成14年3月1日	交通死亡事故多発警報の発令及び緊急対策実施要領の改正（種別全県警報の細分化）
交通死亡事故多発幡多地域警報	発令	平成14年9月27日	9月21日～9月27日（7日間）に3件、死者3人
	解除	平成14年10月3日	
交通死亡事故多発幡多地域警報	発令	平成15年2月4日	1月30日～2月3日（5日間）に3件、死者3人
	解除	平成15年2月10日	
高齢者交通死亡事故多発警報（種別全県警報）	発令	平成15年7月10日	7月2日～7月10日（9日間）に高齢者の事故3件、死者3人（須崎市、土佐市、南国市）
	解除	平成15年7月19日	
高齢者交通死亡事故多発警報（種別全県警報）	発令	平成15年8月9日	7月30日～8月9日（11日間）に高齢者の事故3件、死者3人（東洋町、本山町、春野町）
	解除	平成15年8月18日	
高齢者交通死亡事故多発警報（種別全県警報）	発令	平成15年10月27日	10月17日～10月26日（10日間）に高齢者の事故4件、死者4人（土佐清水市、高知市2件、大豊町）
	解除	平成15年11月5日	
高齢者交通死亡事故多発警報（種別全県警報）	発令	平成16年1月6日	12月24日～1月5日（13日間）に高齢者の事故5件、死者5人（土佐清水市、伊野町、高知市、南国市、窪川町）（期間中6件6人死亡）
	解除	平成16年1月15日	
		平成16年2月5日	交通死亡事故多発警報の発令及び緊急対策実施要領の改正（全県警報、高齢者全県警報、地域警報への改正、発令基準の変更）
高齢者交通死亡事故多発警報（種別全県警報）	発令	平成18年6月20日	6月6日～6月20日（15日間）に高齢者の事故5件、死者5人（高知市、高知市、高知市、南国市、四万十町）（期間中死亡事故0件）
	解除	平成18年6月29日	
交通死亡事故多発全県警報	発令	平成19年11月7日	10月23日～11月6日（15日間）に9件、死者9人 ※11月に入って死亡事故が続いたため、9件で発令。
	解除	平成19年11月16日	
		平成20年3月1日	交通死亡事故多発警報の発令及び緊急対策実施要領の改正（全県警報概ね7件への改正、発令基準の変更）
高齢者交通死亡事故多発警報（種別全県警報）	発令	平成20年6月15日	6月8日～6月15日（8日間）に高齢者の事故4件、死者4人
	解除	平成20年6月25日	
交通死亡事故多発全県警報	発令	平成20年12月22日	12月9日～12月20日（12日間）に7件・死者7人で発令・12月27日までに死者3人のため延長（延長1回）
	解除	平成21年1月7日	
交通死亡事故多発全県警報	発令	平成24年3月13日	2月28日～3月12日（14日間）に7件・死者7人
	解除	平成24年3月22日	
高齢者交通死亡事故多発警報（種別全県警報）	発令	平成24年12月30日	12月20日～12月30日（11日間）に高齢者の事故5件、死者5人
	解除	平成25年1月8日	

過去のスクランブル等発令状況

警報種別	期間		内容
	発令	解除	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成24年 6 月 6 日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成24年 6 月 8 日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成24年 8 月17日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成24年 8 月19日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成24年 9 月 9 日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成24年 9 月11日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成24年11月17日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成24年11月19日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成24年12月27日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成24年12月29日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成25年 4 月10日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成25年 4 月12日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成25年11月26日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成25年11月28日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成25年12月14日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成25年12月16日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成26年 2 月 7 日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成26年 2 月 9 日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成27年 1 月 7 日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成27年 1 月 9 日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成27年 1 月21日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成27年 1 月23日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成27年 9 月14日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成27年 9 月16日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成28年 1 月14日	交通死亡事故が連続して2件発生
	解除	平成28年 1 月16日	
交通死亡事故抑止緊急対策及び 交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成28年 4 月 1 日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成28年 4 月 4 日	
交通死亡事故等重大事故抑止緊急対策	発令	平成28年 4 月30日	3月以降に11件12人の交通死亡事故が発生
	解除	平成28年 5 月 8 日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成28年 7 月 9 日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成28年 7 月11日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成28年 8 月12日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成28年 8 月14日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成29年 8 月26日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成29年 8 月28日	
重大交通事故連続発生に伴う 緊急交通対策	発令	平成29年10月 4 日	重大交通事故が3日連続して発生
	解除	平成29年10月 6 日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成30年 2 月21日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成30年 2 月23日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	平成30年11月11日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	平成30年11月13日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	令和元年10月14日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	令和元年10月16日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	令和 2 年 9 月21日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	令和 2 年 9 月23日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	令和 2 年10月31日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	令和 2 年11月 2 日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	令和 3 年 1 月 6 日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	令和 3 年 1 月 8 日	
交通死亡事故抑止緊急対策	発令	令和 3 年 1 月20日	交通死亡事故が15日間に5件発生 (発令期間中に死亡事故が1件発生したため10日間に延長)
	解除	令和 3 年 1 月29日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	令和 3 年 3 月24日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	令和 3 年 3 月26日	
交通死亡事故抑止対策(スクランブル)	発令	令和 3 年12月27日	交通死亡事故が1週間以内に3件発生
	解除	令和 3 年12月29日	

高知県交通安全推進県民会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県内における陸上交通の安全と円滑を確保し、交通道德の向上を図り、もって県民の福祉を増進するための総合的かつ効果的な交通安全対策を強力に推進することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の目的を達成するため、高知県交通安全推進県民会議（以下「県民会議」という。）を設け、事務局を高知県の交通安全対策を主管する課室に置く。

(任務)

第3条 県民会議の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各種交通安全運動を推進すること。
- (2) 交通安全に関する知識の普及と交通道德の高揚を図ること。
- (3) 関係機関、団体等相互の連絡調整を図ること。
- (4) 総合的な交通安全についての調査研究を行い、関係機関に建議すること。
- (5) 交通安全に貢献した者の表彰を行うこと。
- (6) 暴走族等の根絶に関する施策を推進すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要と認めること。

(構成)

第4条 県民会議は、役員、常任委員、委員、交通安全推進幹事及び暴走族対策推進幹事をもって構成する。

(役員)

第5条 県民会議に役員として、会長及び副会長を置く。

- 2 会長には高知県知事、副会長には、高知県副知事、高知県教育長、高知県警察本部長、高知県市長会長、高知県町村会長及び高知県交通安全協会会長をもって充てる。
- 3 会長は、県民会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、県民会議の円滑な運営を図るため常任委員を指名する。

(役員会)

第6条 役員会は、会長、副会長及び常任委員で構成する。

- 2 役員会は、会長が必要に応じ招集する。

(委員)

第7条 委員は、別表1に定める交通安全市町村民会議を代表する者並びに関係機関、団体の代表者をもって充てる。

- 2 前項に指定する者のほか、会長が交通安全推進のため特に必要と認めた学識経験者に委嘱する。

(事務局長及び幹事)

第8条 県民会議に事務局長並びに交通安全推進幹事及び暴走族対策推進幹事を置く。

- 2 事務局長は、高知県の交通安全対策を主管する課室の長をもって充てる。
- 3 交通安全推進幹事及び暴走族対策推進幹事は別表2に定める者をもって充てる。
- 4 事務局長は、会長の命を受け、会務を処理するほか、次条第1項に規定する交通安全推進幹事会及び暴走族対策推進幹事会の議長となる。
- 5 交通安全推進幹事は、県民会議の任務のうち第3条第1号から第5号に掲げる事項を担当し、暴走族対策推進幹事は、県民会議の任務のうち同条第6号に掲げる事項を担当する。

(幹事会)

第9条 交通安全推進幹事をもって交通安全推進幹事会を構成し、暴走族対策推進幹事をもって暴走族対策推進幹事会を構成する。

2 交通安全推進幹事会及び暴走族対策推進幹事会は、必要のつど事務局長が招集し、会長から付託された事項又は関係行政機関、団体等から提示された問題について審議するものとし、その結果を会長に答申し、又は上申するものとする。

(対策推進の方法)

第10条 関係機関団体は、県民会議において決定した事項の実施について、その実施計画及び結果を会長に報告するものとする。

2 会長は、必要に応じ地区別の会議を開き、広域交通安全圏対策を推進するものとする。

(要綱の改正)

第11条 この要綱の改正は、役員会で審議決定する。ただし、軽微なものについては、交通安全推進幹事会又は暴走族対策推進幹事会の審議を経て会長が決定することができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和40年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和42年5月20日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和43年9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和46年3月22日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和50年9月9日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和55年3月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年4月6日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年7月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年2月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 7 月 28 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 7 月 29 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 7 月 24 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 8 月 13 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

別表1

常任委員

高知県警察本部交通部長
高知県文化・生活・スポーツ部長
四国旅客鉄道株式会社高知企画部長
高知県高等学校長協会会長
高知県市議会議長会長
高知県安全運転管理者協議会連合会長
高知県交通安全母の会連合会長
高知県トラック協会会長
高知県指定自動車学校協会会長

高知市市民協働部長
国土交通省土佐国道事務所長
四国運輸局高知運輸支局長
高知県小中学校長協会会長
高知県町村議会議長会長
高知県交通安全指導員協議会会長
高知県バス協会会長
高知青年会議所理事長

委員

高知県公安委員会委員長
高知県子ども・福祉政策部長
国土交通省高知河川国道事務所長
西日本電信電話株式会社高知支店長
高知市教育長
高知県町村議会議長会事務局長
高知県高速道路交通安全協議会会長
自動車安全運転センター高知県事務所長
高知県自動車整備振興会会長
軽自動車検査協会高知事務所長
日本自動車販売協会連合会高知県支部長
高知県軽自動車協会会長
高知県石油業協同組合理事長
高知県連合婦人会会長
高知県民生委員児童委員協議会連合会長

高知県総務部長
高知県土木部長
高知労働局長
高知警察署長
高知県市議会議長会事務局長
高知県地域交通安全活動推進委員協議会連合会長
高知県ハイヤー・タクシー協議会会長
自動車事故対策機構高知支所長
高知県二輪車普及安全協会会長
高知県自動車車体整備協同組合長
高知県自転車・二輪車商協同組合理事長
高知県中古自動車販売協会会長
損害保険料率算出機構高知調査事務所長
高知県保育士協会会長
高知県保育所保護者会連合会長

高知市老人クラブ連合会長
日本赤十字社高知県支部長
高知県青年団協議会長
J A 高知女性組織協議会長
日本ボーイスカウト高知連盟理事長
高知ロータリークラブ会長
高知県高等学校PTA連合会長
高知教職員組合委員長
高知県交通運輸産業労働組合協議会議長
高知県公民館連絡協議会長
高知県防犯協会事務局長
高知県医師会長
高知県商工会連合会長
高知県建設業協会长
高知市校区交通安全会議総代
日本放送協会高知放送局長
テレビ高知社長
高知新聞社長
サンケイ新聞社高知支局長
読売新聞社高知支局長
時事通信社高知支局長

高知県老人クラブ連合会長
高知県身体障害者連合会長
高知県社会福祉協議会長
高知県農協青壮年連盟委員長
日本自動車連盟高知支部長
高知ライオンズクラブ会長
高知県小中学校PTA連合会長
日本労働組合総連合会高知県連合会長
高知県教職員組合執行委員長
西日本高速道路株式会社四国支社高知事務所長
高知県消防協会会長
高知弁護士会長
高知県経営者協会会長
高知県商工会議所連合会会頭
四国電力株式会社高知支店総務部長
高知放送社長
高知さんさんテレビ社長
朝日新聞社高知総局長
毎日新聞社高知支局長
共同通信社高知支局長
日本経済新聞社高知支局長

委員（市町村）

高知市交通安全市民会議会長
安芸市交通安全市民会議会長
南国市交通安全市民会議会長
土佐市交通安全市民会議会長
四万十市交通安全市民会議会長
宿毛市交通安全市民会議会長
奈半利町交通安全町民会議会長
安田町交通安全町民会議会長
馬路村交通安全村民会議会長
本山町交通安全町民会議会長
土佐町交通安全町民会議会長
いの町交通安全推進町民会議会長
佐川町交通安全対策会議会長
仁淀川町交通安全町民会議会長
中土佐町交通安全町民会議会長
四万十町交通安全町民会議会長
大月町交通安全推進町民会議会長

室戸市交通安全市民会議会長
香南市交通安全市民会議会長
香美市交通安全対策推進会議会長
須崎市交通安全市民会議会長
土佐清水市交通安全市民会議会長
東洋町交通安全町民会議会長
田野町交通安全町民会議会長
北川村交通安全村民会議会長
芸西村交通安全村民会議会長
大豊町安全推進町民会議会長
大川村交通安全村民会議会長
日高村交通安全会議会長
越知町交通安全会議会長
津野町交通安全町民会議会長
梶原町交通安全町民会議会長
黒潮町交通安全対策会議会長
三原村交通安全対策会議会長

委員（交通安全協会）

高知県交通安全協会高知支部長
高知県交通安全協会高知東支部長
高知県交通安全協会安芸支部長
高知県交通安全協会南国支部長
高知県交通安全協会本山支部長
高知県交通安全協会土佐支部長
高知県交通安全協会須崎支部長
高知県交通安全協会中村支部長
高知県交通安全協会宿毛支部長

高知県交通安全協会高知南支部長
高知県交通安全協会室戸支部長
高知県交通安全協会香南支部長
高知県交通安全協会香美支部長
高知県交通安全協会いの支部長
高知県交通安全協会佐川支部長
高知県交通安全協会窪川支部長
高知県交通安全協会土佐清水支部長

別表 2

交通安全推進幹事

四国運輸局高知運輸支局首席陸運技術専門官
四国旅客鉄道株式会社高知保線区長
高知県町村会事務局長
高知県交通安全協会専務理事
高知県交通安全指導員協議会長
高知県警察本部交通企画課長
高知県警察本部交通指導課長
高知県警察本部交通機動隊長
高知県文化生活スポーツ部県民生活課長
高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課長
高知県子ども・福祉政策部子ども家庭課長
高知県土木部都市計画課長
高知県トラック協会専務理事
高知市老人クラブ連合会事務局長

国土交通省土佐国道事務所管理第二課長
高知県市長会事務局長
高知市市民協働部くらし・交通安全課長
高知県安全運転管理者協議会連合会事務局長
高知県交通安全母の会連合会会長
高知県警察本部運転免許センター長
高知県警察本部交通規制課長
高知県警察本部高速道路交通警察隊長
高知県総務部広報広聴課長
高知県子ども・福祉政策部長寿社会課長
高知県土木部道路課長
高知県教育委員会学校安全対策課長
高知県老人クラブ連合会事務局長

暴走族対策推進幹事

四国運輸局高知運輸支局首席陸運技術専門官
高知県警察本部交通企画課長
高知県警察本部交通機動隊長
高知県文化生活スポーツ部県民生活課長
高知県子ども・福祉政策部子ども家庭課長
高知県土木部都市計画課長

国土交通省土佐国道事務所管理第二課長
高知県警察本部交通指導課長
高知県警察本部少年課長
高知県総務部広報広聴課長
高知県土木部道路課長
高知県教育委員会学校安全対策課長

発 行

高知県交通安全推進県民会議事務局
(高知県文化生活スポーツ部県民生活課)

高知市丸ノ内1-2-20
TEL088-823-9319
FAX088-823-9879

令和4年全国交通安全年間スローガン

(全日本交通安全協会・毎日新聞社)

- 『運転者(同乗者を含む)向け』

手を上げる 子どもはあなたを 信じてる

- 『歩行者・自転車利用者向け』

スマホじゃない 見るのは前でしょ 周りでしょ

- 『こども(中学生以下)向け』

とうげこう よそみ おしゃべり きけんがいっぱい

令和4年高知県交通安全年間スローガン

(高知県安全運転管理者協議会連合会)

- 『運転者(同乗者を含む)向け』

あわてるな 車の死角に 交通弱者

- 『歩行者・自転車利用者向け』

ヘルメット まずはぼくから わたしから

- 『子供向け』

とびだすな! しっかりかくにん みぎひだり
